家畜を飼養する皆さまへ

令和７年２月からの定期報告等の手続き※について、電子申請が可能となります。

※　令和６年度から電子申請が可能となる手続き

- 令和７年２月～　**定期の報告**（全家畜の所有者）のほか
- 令和６年10月～　**家きんの自己点検**（家きんの所有者）
- 令和７年５月～　**豚等の自己点検**　（豚等の所有者）

- **電子申請は必須ではありません。**
- **従前の形態での報告方法は継続されます。**
- **電子申請システムの具体的な内容については、令和６年５月～９月に農林水産省が生産者向けの説明会（web配信有り）を行います。**

“電子申請を行う場合は”、**eMAFF IDの取得**が必要となります。

【eMAFF ID取得の流れは
は右のQRコードへ】

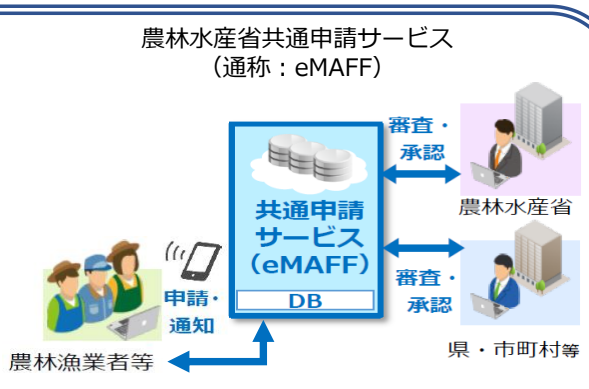

eMAFFに関するお問合せ先 →　https://e.maff.go.jp/Inquiry

システムに関するお問合せ先 →　令和６年４月以降、農林水産省に専用のコールセンターが設置されます。